

飲食店対象

新型コロナウイルス感染症

「感染防止対策実施店」に

鬼コロナ対策ステッカーを
交付します！

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、鬼のようにコロナ対策を実施し、「別府市コロナ感染防止対策強化基準（鬼対策基準）」をクリアしている飲食店へ「感染防止対策実施店」として鬼コロナ対策ステッカーを交付します。交付された店舗は、別府市公式ホームページ「別府の飲食店 頑張っ営業中！」で順次公表していきます。安心安全な店舗としてPRにご活用ください。

対象店舗（次のすべての要件を満たすこと）

- ・別府市内で飲食業を営む店舗
- ・「別府市コロナ感染防止対策強化基準（鬼対策基準）」をクリアしている店舗
- ・食品衛生法に基づく営業許可書を交付されている店舗
- ・別府市暴力団排除条例（平成23年別府市条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係者が関与していない事業者

申請手続き

- ① 「別府市コロナ感染防止対策強化基準」をクリアしているか各自ご確認ください。
- ② 取組の確認ができた事業者の方は、下記申請フォームに入力してください。
店舗名称や連絡先、現地確認のための希望日時等を入力していただきます。
完了後、申請完了メールが届きます。
※ネット環境のない方は、別府市「感染防止対策実施店」ステッカー交付申請書をご提出ください（郵送可）。
- ③ 別府市が店舗の現地確認を実施し、感染防止対策チェックを行います。
- ④ 感染防止対策実施店として公表（取り組み等紹介）
別府市のチェックを受け、「別府市コロナ感染防止対策強化基準」をクリアした店舗は、別府市公式ホームページに感染防止対策実施店として公表します。
- ⑤ 交付する鬼コロナ対策ステッカーを店舗の目立つ所に掲示して、安心安全な店舗としてPRにご活用ください。

申請フォーム
(別府市ホームページ内)

受付期間・場所

令和2年12月23日(水)から	インターネットからの受付開始
令和3年1月5日(火)から	インターネットまたは別府市役所1F レセプションホール
令和3年2月1日(月)から	インターネットまたは別府市役所4F 産業政策課

注意事項

本事業は、「別府市コロナ感染防止対策強化基準（鬼対策基準）」に基づき、感染防止対策が実施されていることを確認するものであり、ステッカー交付店舗での新型コロナウイルス感染者が発生しないことを保証するものではありません。

問合せ先

別府市事業者向けコールセンター 0977-75-8525
9:00～16:00（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）
（令和3年2月1日以降）産業政策課 0977-21-1132
〒874-8511 別府市上野口町1番15号 別府市役所産業政策課